

◆八幡浜市の保育料について《0歳児～2歳児》



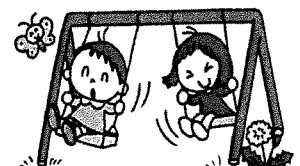
保育料は児童の保護者(父母)または生計を一にしている扶養義務者に対して課税される市民税の税額を基に年に2回決定します。

上半期算定(前年度分の市民税額を基に決定) : 4月～8月分の保育料・副食費
 下半期算定(当年度分の市民税額を基に決定) : 9月～3月分の保育料・副食費

単位:円

八幡浜市の階層区分		標準時間基準額(月額)	短時間基準額(月額)
		3歳未満児	3歳未満児
生活保護世帯		0	0
市民税非課税世帯		0	0
C1	市民税均等割額のみ	14,500	12,000
C2	1 以上 24,300 未満	18,000	15,500
C3	24,300 以上 48,600 未満	19,500	17,000
D1	48,600 以上 65,000 未満	24,000	21,500
D2	65,000 以上 81,000 未満	27,000	24,500
D3	81,000 以上 97,000 未満	30,000	27,500
D4	97,000 以上 121,000 未満	34,000	31,500
D5	121,000 以上 145,000 未満	39,500	37,000
D6	145,000 以上 169,000 未満	44,000	41,500
D7	169,000 以上 213,000 未満	48,000	45,500
D8	213,000 以上 257,000 未満	49,000	46,500
D9	257,000 以上 301,000 未満	50,000	47,500
D10	301,000 以上	54,000	51,500

- 原則、児童の父母の税額の合計額で階層区分が決定しますが、父母のいずれもが市民税非課税の場合かつ、収入が一定の金額に満たない場合は、同居の祖父母を家計の主宰者とし、合算する場合があります。
- C2～D10は市民税所得割の金額です。(父母またはそれ以外の扶養義務者の合計額)
市民税が次の控除を受けている場合は控除前の課税額となります。
(住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄付金税額控除(ふるさと納税等)、株式等譲渡所得割額控除 等)
- 対象年度の市民税額が未確定(未申告、税関係書類の未提出等)の場合は、税額が確定するまで、最高額の保育料で仮決定します。
- 年齢区分は4月初日時点の年齢です。
- 保育料・副食費は月単位で決定しますので、原則、日割り計算はしません。



●保育料は保育時間の認定(保育必要量)により区分されます

保育料は、保育標準時間と保育短時間の2つに区分されます。保育標準時間の保育料と保育短時間の保育料では差があります。

◆保育料の減額について

年収約360万円未満相当のひとり親世帯、在宅障害者(児)のいる世帯および多子世帯の保育料については減額になります。減額を適用するためには状況を証明する書類の提出が必要です。

- ひとり親世帯…児童扶養手当証書、ひとり親家庭医療費受給者証の写し等
- 在宅障害児(者)のいる世帯…障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当証書の写し等

①年収約360万円未満相当のひとり親世帯、在宅障害者(児)のいる世帯の第1子の保育料

単位:円

八幡浜市の階層区分		標準時間基準額(月額)	短時間基準額(月額)
		3歳未満児	3歳未満児
A	生活保護世帯	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0
C1	市民税均等割額のみ	6,750	5,500
C2	1 以上 24,300 未満	8,500	7,250
C3	24,300 以上 48,600 未満	9,000	8,000
D1	48,600 以上 65,000 未満	9,000	9,000
D2のうち 65,000 以上 77,101 未満			

※ここでの年収約360万円未満相当の世帯とは、保育料決定の際に算定される市民税所得割の額がD2階層77,101円未満の世帯です。

※第2子以降の保育料は無料となります。その際、算定対象となる第1子の年齢制限はありません。(算定の対象となるのは、生計を一にする子どもに限ります)

②年収約360万円未満相当の共働きの多子世帯の保育料【D1階層57,700円未満】

第2子は半額、第3子以降は無料となります。(算定の対象となるのは、生計を一にする子どもに限り、年齢制限はありません)

③年収約360万円以上相当の多子世帯の保育料【D1階層57,700円以上】

第2子は半額、第3子以降は4,500円(副食費相当分)となります。(算定の対象となるのは、生計を一にする子どもに限り、年齢制限はありません)

ただし、小学校就学前の範囲内において、第3子以降は無料。

◆副食費について《3歳児以上》

令和元年10月から幼児教育・保育無償化により、3歳児(4月1日時点)以上の子どもについては保育料は無償となりますが、副食費(おかず・おやつ代)は保護者負担となります。

(公立保育所等については月額4,500円、八幡浜幼稚園については園が定めた額)

ただし、年収360万円未満相当世帯の子ども及びその他の世帯の第3子以降の子どもについては、副食費が免除されます。(第3子のカウントは、就学前までの範囲です。小学1年生以上の兄・姉はカウントしません。)対象となる方については、上半期・下半期算定時に「副食費免除通知書」を通知します。